

別紙

諮問第675号

答 申

1 審査会の結論

「告訴・告発事件相談簿」を一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「私が平成28年〇月〇日～同年〇月〇日までの間に〇〇警察署〇〇課に相談した際に作成された告訴・告発事件相談簿」の開示請求に対し、警視総監が平成30年7月4日付けで行った一部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求書における審査請求人の主張は、以下のとおりである。

一部開示決定を取り消し、黒塗りの部分について全面開示願いたい。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

理由説明書における実施機関の主張を要約すると、以下のとおりである。

(1) 告訴・告発事件相談について

告訴・告発事件相談は、司法警察員たる警察職員が、犯罪により害を被った者等から告訴及び告発を受理するに先立ち、告訴人及び告発人から犯罪事実、被告人及び被告発人に対する処罰意思の有無、告訴権の有無、公訴時効期間、親告罪の告訴期間等を確認するために受ける相談をいう。

## (2) 本件処分の妥当性

### ア 警察職員の氏名及び印影について

警察職員の氏名及び印影は、開示請求者以外の個人に関する情報であるから条例16条2号本文に規定する非開示情報に該当し、いずれの職員も慣行として氏名が公とされている管理職である警察職員ではないことから、条例16条2号ただし書イに該当せず、その内容及び性質から同号ただし書ロ及びハの規定により開示すべき情報のいずれにも該当しない。

さらに、警察職員の氏名及び印影を開示することにより、捜査、取締り等の職務に直接現場で従事する警察職員が識別されることになり、その結果、当該職員が捜査、取締り等に従事する際に、有形無形の嫌がらせや報復等の危険にさらされるほか、当該職員等の生命又は身体等に危害が加えられるおそれがあることから、警察職員の氏名及び印影は、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報であることから、条例16条4号に規定する非開示情報に該当する。

### イ 「措置方法」、「措置結果」、「分類種別」及び「措置」の各欄について

「措置方法」、「措置結果」、「分類種別」及び「措置」の各欄は、警察職員が相談者から聴取した相談内容に基づき、警察職員の専門的知識・経験を用いて評価・判断した結果及び措置が記載されており、これらを開示することにより、相談に係る業務を担当する警察職員が、開示された場合の影響を懸念して相談内容についての率直な判断や正確な分類の記載を躊躇し、その結果、正確な事実の把握、適正な事案判断が困難となるなど、相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例16条6号に規定する非開示情報に該当する。

## 4 審査会の判断

### (1) 審議の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
-------	---------

平成30年10月22日	諮問
平成31年 1月10日	実施機関から理由説明書收受
平成31年 2月19日	新規概要説明（第131回第三部会）
平成31年 4月22日	審議（第132回第三部会）

## （2）審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る保有個人情報並びに実施機関及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### ア 告訴・告発事件相談簿について

知能犯に関する告訴及び告発の相談を受けたときは、「知能犯に関する告訴及び告発取扱要綱の制定について」（平成15年4月1日通達甲（刑．2．資）第3号。）において、警察総合相談業務等管理システム（以下「相談等管理システム」という。）に、当該相談に係る事案の概要、措置その他必要な事項を速やかに入力後、同システムから出力した資料について所属長の決裁を受け、関係資料と共に告訴等相談簿として備え付けるものとされている。

そして、相談等管理システムから出力される資料としては、告訴・告発事件相談簿、相談処理経過の概要、相談関係者及び相談処理結果がある。

### イ 本件対象保有個人情報及び本件非開示情報について

本件審査請求に係る対象保有個人情報は、審査請求人が〇〇警察署に行った相談に関して作成された「告訴・告発事件相談簿（警視庁〇〇警察署 受理年月日 平成28年〇月〇日 受理番号 〇号 相談処理結果を含む）」（以下「本件対象保有個人情報」という。）である。

本件対象保有個人情報は、〇〇警察署において、担当職員が審査請求人から受けた相談に関する情報を相談等管理システムに入力し、同システムから出力した資料について所属長の決裁を受けた後、保管されていたものである。

実施機関は、本件対象保有個人情報のうち、管理職でない警察職員の氏名及び印

影（以下「本件非開示情報1」という。）は条例16条2号及び同条4号に該当し、告訴・告発事件相談簿の「措置方法」及び「措置結果」並びに相談処理経過の概要及び相談処理結果の「分類種別」及び「措置」の各欄において非開示とした部分（以下「本件非開示情報2」という。）は条例16条6号に該当するとして、それぞれを非開示とする一部開示決定を行った。

#### ウ 条例の定めについて

条例16条2号本文は、「開示請求者以外の個人に関する情報（第9号から第11号までに係る情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非開示情報として規定している。

また、同号ただし書において、「イ 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」、「ハ 当該個人が公務員等…である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであつても開示しなければならない旨規定している。

条例16条4号は、「開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」を非開示情報として規定している。

条例16条6号は、「都の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、…当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非開示情報として規定している。

エ 本件非開示情報 1 の非開示妥当性について

審査会が見分したところ、本件非開示情報 1 には管理職でない警察職員の氏名及び印影が記載されており、これらの情報は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であることから、条例16条 2 号本文に該当するものと認められる。

次に、同号ただし書該当性について検討する。

実施機関では、管理職である警察職員の氏名については慣行として公にしているが、その他の警察職員の氏名については慣行として公にしていないことから、本件非開示情報 1 は、条例16条 2 号ただし書イには該当せず、その内容及び性質から同号ただし書ロ及びハにも該当しない。

したがって、本件非開示情報 1 は、条例16条 2 号に該当し、同条 4 号該当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

オ 本件非開示情報 2 の非開示妥当性について

審査会が本件非開示情報 2 を見分したところ、告訴・告発事件相談簿の「措置方法」欄及び「措置結果」欄には、相談内容に応じて警察職員が判断した措置の方法及びその結果がそれぞれ記載されている。

また、相談処理経過の概要及び相談処理結果の「分類種別」欄には、当該相談がいずれの分類のものに当たるか警察職員が判断した結果が、「措置」欄には、告訴・告発事件相談簿の「措置方法」欄及び「措置結果」欄と同じ内容が記載されている。

実施機関の説明によると、相談業務は、警察職員が相談者から聴取した相談内容に基づき、警察職員の専門的知識・経験を用いて評価・判断するものであり、その業務を適正に遂行するためには事実を正確に把握し、適切に事案を判断し、引継ぎを行うことが求められているとのことである。

このような業務の性質に鑑みると、本件非開示情報 2 を開示することにより、相談業務を担当する警察職員が開示された場合の影響を懸念して、相談内容についての率直な判断や正確な分類を記録することを躊躇し、その結果、記録内容が当たり障りのないものになることにより、正確な事実の把握、適切な事案判断が困難になるなど、相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件非開示情報 2 は、条例16条 6 号に該当することから、非開示が

妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

久保内 卓亜、木村 光江、徳本 広孝、寶金 敏明